

「24時間子供SOSダイヤル」における平日夜間及び閉庁日の電話相談業務の入札に関するお問い合わせの内容

2024/3/11

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課

項番	対象資料	該当項目	お問い合わせ内容	回答
1	仕様書	5 業務実施体制	電話相談員の要件に社会福祉士の記載はありませんが、社会福祉士の資格保有者は相談対応が可能でしょうか。	社会福祉士は、業務仕様書5(2)の(ウ)の記載にある「(イ)と同等以上の能力を有すると認められる者」に該当しますので、加えて教職又は児童福祉、教育相談など生徒指導上に関わる実務経験を有しているならば要件を満たしており対応が可能です。